

議案第 66 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市都市公園条例の一部改正のポイントについて

1 条例内の公園名称

「宝塚文化芸術センター庭園（以下、庭園）」

2 条例改正の主な目的

子供から大人まで誰もが自由に訪れることのできる市民の庭を創出するため、庭園を都市公園として管理するにあたり必要な改正を行う。

また、都市公園での利用ニーズに応えるため必要に応じて法第 5 条第 1 項の公園施設及び条例第 4 条第 1 項の行為に係る使用料（利用料金）を見直す。

3 主な改正内容

【有料公園施設について】

- ・有料公園施設（宝塚文化芸術センター庭園駐車場（以下、駐車場））を規定する。
（第 2 条（3））
- ・駐車場の開場時間（午前 0 時から午後 12 時まで）、休場日（無休）、駐車制限（自動車の入庫拒否、出庫命令等）を規定する。（第 11 条～11 条の 4）
- ・駐車場使用者は使用料を納付、使用料は自動車出庫時まで徴収する。
（第 12 条）

【庭園の敷地面積に対する建築面積の上限変更について】

- ・今回改修する庭園内休憩所の建築面積が条例で規定されている敷地面積に対する建築面積の上限 100 分の 2（休憩所 $156.6 \text{ m}^2 \div$ 敷地面積 $7,504.94 \text{ m}^2 \div 2.1\%$ ）を超えるため、本庭園に限り、上限を 100 分の 3 とする。（第 2 条の 4）

【指定管理者による庭園管理について】

- ・市長は庭園の管理を指定管理者に行わせるものとする。
- ・第 4 条（行為の制限）庭園内における催し、出店等の行為における許可権限、第 7 条（利用の禁止又は制限）庭園の保全や利用者の危険防止のための庭園の利用を禁止する又は制限する権限、第 11 条の 4（駐車場の制限）駐車場の自動車入庫拒否、出庫命令等の権限を指定管理者へ移譲する。
- ・第 11 条の 2（駐車場の開場時間）、第 11 条の 3（休場日）について、指定管理者は市長の承認を得て、開場時間の変更、駐車場の休場日が設定できる。
- ・指定管理者が庭園で第 4 条第 1 項の行為を許可した者に限り、指定管理者は、第 17 条（監督処分）第 1 項の条例違反者に対する許可取消、効力停止、条件変更、及び第 17 条（監督処分）第 2 項第 1 号の庭園工事や第 2 号の庭園の保全、利用に著しく支障がある場合も許可取消、効力停止、条件変更ができる。（以上、第 22 条）
- ・指定管理者は、第 4 条第 1 項の行為の許可に伴う使用料及び駐車場使用料（以下、利用料金）を収入として収受し、市長から承認を得て使用料を上限とした料金設定、減額・免除ができる。（第 24 条）

（※料金設定及び減額・免除に係る承認基準）

1. 庭園の設置目的に照らし、明らかに逸脱する内容でないこと。
 2. 特定の利用者に対し、便宜を図る内容でないこと。
 3. その他市長が不適當であると認める場合は、承認しないこととする。
- ・市長は指定管理者の指定に際し、公募を前提に選定基準や業務内容を規定し、速やかに告示する。（第 25 条、第 26 条、第 27 条）

【宝塚市立文化芸術センター及び庭園の複合的利用について】

- ・指定管理者による複合的施設としての効率的利用を明記する。（第 23 条）

4 駐車場について（使用料金の設定）

施設名	単位	使用料
宝塚文化芸術センター 一庭園駐車場	普通自動車 1 台 1 回 1 時間につき	400 円
	中型自動車又は大型自動車 1 台 1 日につき	3,000 円

※近傍駐車場料金を参考に設定（宝塚文化創造館駐車場 普通車 100 円/20 分、宝塚大劇場駐車場バス・マイクロバス 1 日 2,000 円）

5 使用料の見直しについて

庭園や末広中央公園をはじめとする都市公園の利活用を見据え、法第 5 条第 1 項の管理に係る使用料及び条例第 4 条第 1 項の行為に係る使用料のうち、近隣他市等との乖離が大きい使用料について検討を行い、必要な見直しを行う。

(法第 5 条第 1 項 公園施設)

設置の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	650 円/㎡以上
管理の場合 設置又は管 理の場合	休憩所、売店その他これらに類するもの	月額	1,300 円/㎡→ <u>650 円/㎡以上で立地 条件、営業形態等を勘 案して市長が定める額</u>

※使用料は公園施設の資産価値や地価で変動するため、条例では設置と管理の使用料の最低額を同額で規定し、運用の際、公園施設の資産価値等に応じた使用料を算出する。

(条例第 4 条第 1 項 行為)

行商、募金、出店その他これらに類する行為	日額	650 円/㎡
業として行う写真の撮影	日額	1,949 円/人
業として行う映画の撮影	日額	7,777 円/回
興行	日額	517 円/㎡→ <u>48 円/㎡</u>
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催し	日額	383 円/㎡→ <u>16 円/㎡</u>

※算定根拠：宝塚市行政財産使用料条例第 2 条第 1 項の規定を準用（下記参照）

- ・宝塚市の宅地の固定資産税平均価格は 84,111 円/㎡（平成 29 年 1 月 1 日時点）。固定資産税価格は公示地価の 7 割となるため、市内の平均地価から、 $84,111 \text{ 円/㎡} \div 0.7 = 120,158 \text{ 円/㎡}$ $\times 4/1,000 \div 480 \text{ 円/㎡/月} \div 30 \text{ 日} = \underline{16 \text{ 円/㎡/日}}$ （競技会等の催し）
- ・興行は収益性が高いことから、近隣他市等を参考に競技会等の催し使用料の 3 倍で設定。
 $\underline{16 \text{ 円/㎡/日}}$ （競技会等の催し） $\times 3 = 48 \text{ 円/㎡/日}$ （興行）

○宝塚市行政財産使用料条例

第 2 条 行政財産を使用し、又は公の施設を利用しようとする者は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の月額の使用料を納付しなければならない。

(1) 土地を使用する場合 土地の適正な時価又は公有財産台帳価格の 1,000 分の 4 に相当する額以上の額